

第2回京都府踏切道改良協議会合同会議

書面審議における意見

1. 日程 令和5年3月24日（金）
2. 会議形式 書面審議
3. 審議内容 踏切内誘導表示対策の実施に向けた取組方針について
4. 審議結果

- ① 踏切内誘導表示対策の計画段階において、鉄道事業者・道路管理者の協議を実施すること [西日本旅客鉄道株]
- ② 京都府道において踏切手前部に視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）を仮配置した事例と同様に、踏切内誘導表示の仮配置、および歩行による確認は、安全確保が出来ない恐れがあるため実施しないこと
〔 列車接近時に踏切内誘導表示を撤去し踏切外へ待避する必要がある、
狭い空間で関係者が錯綜し、待避遅れが発生する恐れがあるため 〕
[近畿日本鉄道株]

その他意見

- 設置事例について、スケジュール・費用負担・施工者・維持管理区分・仕様等統一した情報共有を希望する [京阪電気鉄道株]
- 歩行空間の端部に踏切内誘導表示を設置した場合、（車椅子等との離合の際等において）踏み外しが危惧される
- 踏切道内の歩車道境界ブロック（列車の影響範囲外）の設置事例は有効な対策と考える [京都国道事務所]
- 踏切内誘導表示の設置について、コンクリート舗装への設置事例は多く、異常が無いことが概ね確認されているが、他舗装材への設置については、未だ設置方法が確立されておらず十分に検討する必要がある
なお、施工事例の郡山2号踏切道（ゴム製舗装）については、設置後に何度か誘導表示シートの一部が剥がれており、設置方法について検討を続けている [近畿日本鉄道株]
- 踏切道の前後に歩道が設置されていない踏切道における踏切内誘導表示対策について、京都府下の設置事例の情報共有を希望する [八幡市]